



Title	アマルティア・センの経済学的方法論と環境問題への適用可能性
Author(s)	杉浦, 竜夫
Citation	経済學研究, 53(4), 93-112
Issue Date	2004-03-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/6022
Type	bulletin (article)
File Information	53(4)_p93-112.pdf



[Instructions for use](#)

アマルティア・センの経済学的方法論と 環境問題への適用可能性

杉浦 竜夫

はじめに

本論の目的は、アマルティア・センの経済学的方法論を彼の理論的系譜から抽出し、とくに環境問題を分析する上で応用が可能なツールとしてこれを整理することにある。そして、この方法論を水俣病事件に適用することで有効性を確認する。これによって従来理解が難しかった問題点を統一的に把握できることを示したい。

水俣病事件に関する従来の社会科学的分析は、典型的には以下のものであった。

- ・水俣病は高度経済成長の負の側面として発生し、
 - ・貧しさや食習慣から魚介類の摂取を続ける被害住民を行政が救済せず、
 - ・チッソという絶大な影響力を持つ企業城下町で被害が拡大し、
 - ・認定患者 2,000 名以上、死者 1,000 名以上、年間被害額 120 億円以上におよんだ。
- そして、
- ・水俣の地域社会は疲弊した。

しかし、こうした分析は、

- ・なぜ高度経済成長が問題となるのか？
- ・なぜ被害住民は魚介類摂取を止められなかったのか？
- ・企業城下町であることそれ自体は、どのような問題となったのか？
- ・被害額や死者数に現れない被害実態は、いかなるものであったのか？

・水俣における環境再生は、地域社会の疲弊という被害に対する再生として評価できるのか？

といった疑問に答えるものはない。

患者の実際の治療や公害裁判の過程において、医学や法学から水俣病事件は数多くの分析がなされてきた。しかし、社会科学的分析に関しては、上記の疑問に的確に答えるものは提出されていない。このような分析の不十分さは、水俣病事件にアプローチする方法論の問題ではないだろうか。

本稿では水俣病など環境問題へのアプローチとして、アマルティア・センの方法論を取り上げたい。センは、理論面では厚生経済学と社会的選択論を専門とする経済学者であり、また、実証分野としては途上国の貧困、飢餓の問題を扱ってきた。彼は従来の厚生経済学に根ざす限界をその思想的背景である功利主義の側面から掘り起こして批判を加え、さらに倫理学分野の諸到達点をふまえた彼独自の「ケイパビリティ・アプローチ」¹⁾を導出している。また、その研究分野は貧困問題のみならず、先進国を含め

1) センの用いる概念の訳語について。センは倫理学・経済学の諸概念に対して独自のカテゴリーズを行っており、その用法においては慎重でなければならない。本論中にて用いる訳語は、引用文中であっても以下のように統一した。
capability: ケイパビリティ, well-being: 善き生(もしくは well-being), agency: 行為主体性(もしくは agency), entitlement: エンタイトルメント(ノージックが用いる場合は「権原」), commitment: コミットメント。

た世界のあらゆる社会問題に目を向けて考察を加えている。

「ケイパビリティ・アプローチ」自体は現実の社会問題を考察する有用な指標であるが、ここで注目したいのはセンが多岐にわたる議論を繰り返す中で用いる、様々な方法論である。彼の高度な経済学的・倫理的議論が大変高い説得力を持っていることはいうまでもない。その議論においては様々な理論が有機的に結合され、展開されている。こうした理論に裏打ちされた彼の議論から見いだされる方法論は社会科学を論じる上で示唆を与えるものであろう。センの方法論は、先の水俣病分析に関する5つの疑問に答えるものであり、環境政策にとって含意に富むものである。

現在、地球規模での環境破壊が進行しつつあり、多様な被害が発生している現実がある。環境問題という現代社会が解決すべき課題を分析し、そしてその被害からいかに回復・発展していくべきか。こうした環境問題克服の課題を分析するツールとしてセンの方法論はその資格を備えており、むしろ必要不可欠ともいえる視点を提供している。

日本における環境問題の原型であるといえる水俣病事件を事例に据え、社会問題を包括的に経済学・倫理学から議論しているアマルティア・センの方法論的特徴から、環境問題を捉えるアプローチを導出し、その適用を試みたい。

1. セン理論の系譜とその方法論的特徴

はじめに、センの理論的系譜を確認しながら、その過程で用いられている彼の方法論的特徴を議論する。センのルーツともいえる不平等の議論にはじまり、功利主義批判、ロールズやノージックとの討論、ケイパビリティ・アプローチの導出という彼の特徴的な議論を紹介し、とくに環境問題を議論する上で有効と思われる方法論を抽出したい。

1.1 不平等への視点

アマルティア・センは1933年、インドのシャンティニケタンに生まれた。第二次世界大戦下、彼が9歳のとき当時暮らしていたベンガル地方は大規模な飢饉に見舞われ、多数の死者を出している。このベンガル飢饉との遭遇は、彼の経済学者という進路と経済学の方に大きな影響を与え、貧困や飢饉などの社会問題への関心、すなわち不平等への視点に反映されている。経済学が不平等に関心を寄せたとき、その測定は伝統的に所得水準を指標として分析されてきた。センも所得アプローチからの不平等測定を検討しており、この議論は『不平等の経済学』²⁾において詳細に検討されている。まずはこの不平等の経済学分析における方法論的特徴を確認したい。

所得水準の分布から、いかに不平等測度を構築するか。センはその測度を順に取り上げて有効性と限界とを指摘し、より有効な測度を求めるという作業を繰り返していく。たとえば、範囲という測度は最高所得水準と最低所得水準の差と平均所得水準との比率であるが、これは最高と最低所得の間の分布を完全に無視している。この分布に反応するのが相対平均偏差であり、平均所得との差の絶対値を合計した値の、総所得比である。ところが、平均所得より上の領域（または下の領域）にいる2者間の所得移転に対して無反応であるとしてセンはこれを却下する。そこで彼はこの弱点を克服し、貧困な個人から富裕な個人への所得の移転が常に不平等度を高くするというピグー＝ドールトン条件を満たす分散を吟味する。これは平均所得との差の2乗の合計値の、総所得比であるが、しかし、この測度も平均所得に依存し、また2乗という操作の恣意性という難点をもつとして退ける。また、対数標準偏差も同様に退けられ、絶対平均格差であるジニ係数が不平等の

2) Sen (1997), Chapter. 2. [邦訳, 第2章].

測度として基本的な有効性を持つことが確認される。そして、ピグー=ドールトン条件などの様々な不平等測度の性質が吟味されていくのである³⁾。

ここでわれわれが目すべきは、各測度の不平等測定の資格を吟味する際にセンが常に現実とのすりあわせによってその有効性を確認しているという手順である。不平等測度の検討において常に「現実の不平等に対する感覚」である直観との対比を行い、理論の検証を図っている。このような方法はやはりいうまでもなく彼の原体験、つまりベンガル飢饉との遭遇が関わっていると考えられよう。現実の道徳的判断の集計、その検討は、彼が飢餓・飢饉との対話の中ですでに行ってきたものであり、看過できるものではない。

そしてセンはすでにこの段階で勤労度や必要度といった“厚生以外の決定要因”の存在を述べ⁴⁾、所得のみでは現実の不平等を規範的には捉えきれないことを指摘している。ここにもセンの現実感覚の重視が現れている。こうして所得の増大を目的と据える不平等解決の方法に疑問を呈し、所得アプローチの理論的支柱をなす功利主義の分析へと向かうのである。

1.2 功利主義批判

功利主義へのセンによる批判点を考察する。功利主義は、厚生経済学の思想的な基礎をなしている考え方であり、さきに議論した所得アプローチも理論的な根源は功利主義にさかのぼることができよう⁵⁾。まずは、いわゆる〈旧〉厚生経済学に関連した、効用主義、帰結主義、総和主義の各論点からその批判点をまとめながら、センによる功利主義批判の根拠を確認することで彼のアプローチの特徴を考察する。

1.2.1 効用主義

人の状況のよさや私益といったものを測るための尺度として用いられるのが「効用」である。効用は功利主義者によって様々に定義され、固有の意味を持たされてきた。効用をその対象から大きく分けると、現代経済学が使用する「選択の実数値表現」アプローチ、古典的功利主義が採る「満足」「幸福」とみなす立場、現代的な功利主義が採る「欲求充足」とみなす立場が挙げられる。

従来、経済学が想定してきた“効用の最大化”を採るという経済人像をセンは「合理的な愚か者」だと批判する。つまり「その人が〔選好、選択、利益、厚生〕といったまったく異なった諸概念の区別を問題としない」という前提に対する批判である。これは状況の善し悪しの「効用」尺度のみでの計測からもたらされている。

さらに「効用」尺度には別の問題が存在している。センは効用に基礎を置くアプローチ全体が次の2つの問題を抱えていることを指摘する。

- (1) 人の精神的な態度に全面的に基礎を置くこと
- (2) その人自らの評価作業への直接的な言及を避けること

(1)は「物理的条件の無視」と呼ばれる。

「精神的特性（楽しさ、幸福および欲求など）についてのみ排他的に集中することは、幸福と権利剥奪状態の個人間比較を行う場合、とくに限定的である。われわれの欲望や楽しさを享受する能力は、状況、とくに逆境に人生が耐えられるように適応する。功利主義の計算法は、とくに、常に権利剥奪された状態にある人々に対して深刻に不平等でありうる。」⁶⁾

3) 『不平等の経済学』におけるこの測度の性質に関する解説としては鈴木・後藤(2001)が詳しい。

4) Sen (1997), p. 79 [邦訳, p. 92].

5) 『岩波 哲学・思想事典』より。

6) Sen (1999), p. 62 [邦訳, 69].

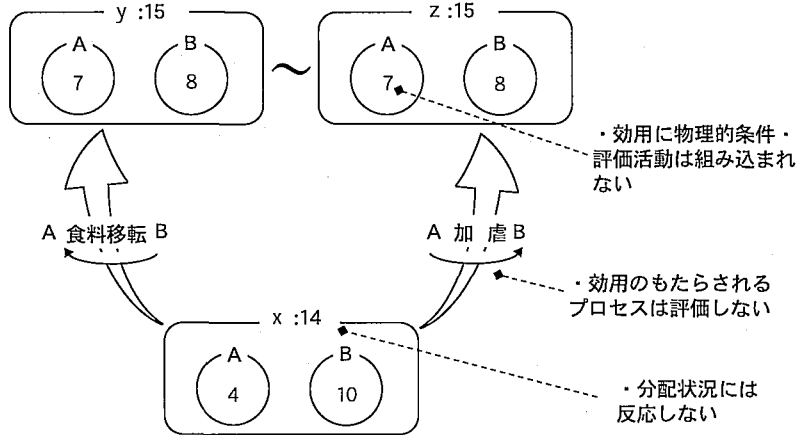


図 1 功利主義批判における例示

センはこのように述べ、不平等を伴う多くのケース、つまり、階級、共同体、カースト、ジェンダー、また家庭内での不平等に至る様々な事態に、固定化してしまった困窮の問題があり、そこにおいては幸福や欲求充足といった効用尺度で well-being を測った場合、その個人の困窮の度合いが、個人の幸福や欲求充足達成の尺度には現れないことを指摘する。十分な食事や栄養、衣服、教育、雨風がしのげる住居といった、様々な物理的条件が無視されてしまっているのである⁷⁾。

この物理的条件の無視という性格を川本隆史はエルスターの用語を用いて「適応的選好形成」⁸⁾と呼んでいる。不平等に置かれた人が不平等に“適応”し、すこしの慈悲にも高い効用を示すように“選好を形成している”わけであり、評価される側の当事者の状況を適切に述べている。

(2)は「評価活動の無視」と呼ばれる。ある

個人が著しく生活を虐げられ、小さなことに多くの喜びを感じるようになっていくとする。しかし、この個人がいくら小さな慰めに幸福を感じるからといって、生活を虐げられない別の生き方に価値を見いだしていない、と結論することはできない。人は評価という内省的な活動、つまりは、自己観察をも行うのである。いいかえれば、その人が顕示した選好が、その人がもっとも望んでいる選択肢であったとは、常にはいえないのである。こうした批判を通じてセンは効用的見地が根本的欠陥を持つことになることを述べる。善き生 (well-being) を捉える際に、こうした人間の多様な側面に配慮を怠らないことは、彼の議論の特徴として注意しなくてはならない。

1.2.2 帰結主義

効用概念に有利な条件が与えられたとして、その可能性を考察してみる。センは、次に挙げる例示を用いて説明する⁹⁾。(図 1)

7) 限界効用を用いる方法についても採用できないとしている。

Sen (1982), p. 336 [邦訳, p. 184].

8) 川本 (1995), p. 82.

9) Sen (1982), p. 339 [邦訳, p. 190].

例：3つの社会状態 x, y, z からなる集合を考える。この社会には個人 A と B とが暮らしている。まず、社会状態 x では、個人 A は飢えており、個人 B は十分に食べられるし蓄えもある。二人の効用は

x 個人 A : 4 個人 B : 10

である。状態 y では、個人 B が個人 A に蓄えを引き渡すように強いらられる。この場合、限界効用は逓減するので、

y 個人 A : 7 個人 B : 8

となる。二人の効用の総和は 14 から 15 に増加する。

続いて状態 z では、 x を同じ条件下ではあるが、サディストである個人 A は、個人 B に対して拷問を加えることが認められている。個人 A は加虐から快感を得て効用を 3 単位加える。また個人 B はマゾヒストではないが不幸に負けない性格から 2 単位しか効用を減少させない。よって、状態 z では、

z 個人 A : 7 個人 B : 8

となり、状態 y と個人 A が受け取る効用もその総和も y と等しくなる。

この 3 つの状態を考察すると、状態 x での効用総和 14 から状態 y では 15 に増加している。これは功利主義での基準でも、ロールズのマキシミン基準¹⁰⁾でも y の方が x よりも望ましい状態であることを示している。ところが、状態 z においても効用の総和は 15 に増加しており、やはり状態 x より状態 z の方が望まれてしまうのである。また、逆に拷問を認めない立場から状態 z を却下すると、効用を基準においているこの場合、状態 y よりも状態 x を、つまり食糧の移転を認めない状態を効用主義の要求に従って決定することになる。これは、効用主義によって拷問の結果と食糧移転の結果とが、互

いに区別なく扱われるからである。

この例示は、功利主義的アプローチが、食糧移転と加虐とを区別できない、つまり、帰結のみに依拠する判断が明らかに不条理な結果を容認してしまうことを示している。センはこうして功利主義の特徴である帰結主義を批判する。社会状態の評価を行う場合、帰結のみにその判断の情動的基礎を置くことの危険性を指摘し、過程(プロセス)へ留意する必要性を示している。この帰結に限定することへの批判と過程への視点も、彼の議論の特徴である。

1. 2. 3 総和主義

先に挙げた例示から、非効用情報を排除したことへの批判(効用主義への批判)、結果としての効用しか考慮しないことへの批判(帰結主義への批判)が導かれるが、センは功利主義における総和主義に対する批判も引き出している。すなわち、先に見たように、社会状態の比較を行う際に、帰結の善し悪しを関係者が感じる効用の総和を用いて判断している点である。例示では個人 A と B との効用を単純に加えて社会状態の善し悪しを判断した。想定された社会状態 y と z とでは効用の総和は、いずれも 15 に増加している。もし個人 B がサディストであり、A に加虐することで効用を 4 単位増加させ、A は不幸な境遇に慣れて(適応的選好形成されて) 2 単位しか効用を減少させなかったとしよう。この場合、効用の総和は 16 になる。これは y, z よりもよりよい社会状態であろうか。総和を採ることで A と B との格差の広がり、つまり不平等が隠されてしまう。このように総和主義は社会内の不平等・分配状況に反応しないアプローチを提供してしまうのである。

以上、センは功利主義を効用主義、帰結主義、総和主義という要素に分解して検討することでその問題点を洗い出すことに成功している。

10) 社会においてもっとも恵まれない人間に最大限の配慮を行うべきとする基準。

1. 2. 4 新厚生経済学への批判点

ノーベル賞の受賞理由でもある厚生経済学ならびに社会的選択論への貢献もセンの重要な業績である。これまで確認してきた「効用主義・帰結主義・総和主義」という3点からの批判は旧厚生経済学に対応したものであり、センの方法論的特徴が色濃く表れたものであるが、新厚生経済学に対する批判を行った段階においても見逃すことができない彼の方法論につながる萌芽が確認される。

センは『集団的選択と社会的厚生』¹¹⁾において、アローに始まる社会的選択論を徹底して分析しその構造を明らかにした。このなかで社会的選択論が前提とするパレート原理や定義域の非限定性といった性質への批判が繰り返されている。そして、これは一例だが、社会的厚生汎関数を分析することで、社会的選択論が依拠する序数的効用を捨てて基数的効用を用いたとしてもアローの不可能性から逃れられないことを示している¹²⁾。

また、帰結主義への批判と関連して、新厚生経済学が採る社会的な状態のよさに関する条件であるパレート主義へも批判が向けられ、これはリベラルな価値観との衝突という形で捉えられている。これは『チャタレイ夫人の恋人』はだれが読むべきか、というセンセーショナルな例示で知られる「パレート派リベラルの不可能性」に示された。センは、アローの定理を進める形でこれを数理的に説明している¹³⁾。

まず、 n 個の個人的順序の任意の集合に対して唯一の社会的選好関係 R を特定化する関数関係、つまり集団的選択ルールのひとつとして、値域が順序に限定される集団的選択ルール、社会的厚生関数を定義する。そしてこれを、「選択関数」を生成すべき最善の選択肢が存在するものという条件に弱め、社会的決定関数を

定義する。

ここで、

- ・定義域の非限定性（論理的に可能な個人的順序のあらゆる集合が、定義域に含まれる）、
 - ・パレート原理（全員一致の選好は、社会も選好しなければならない）、
 - ・最小限のリベラリズム（あらゆる個人 i にとって、彼が y より x を（または x より y を）選好するならば社会もそれを選好する選択肢のペアが少なくともひとつ存在する）、
- の3つを同時に満たす社会的決定関数は存在しないと証明する。

センは、ここからくみ取るべき教訓を“きわめて根本的な意味においてリベラルな価値観がパレート原理と衝突する”¹⁴⁾ということであるとしている。つまり、パレート基準が3つ以上の選択肢を含んだ選択において、最小限度のリベラルすら満たさない帰結をもたらすことを示し、パレート条件という原理そのものへの批判を行ったのである。

これは、センが社会的選択論の分析にあたり、その前提条件に批判の目を向けていたことを示すものである。また、基数的効用に対して効用情報を豊かにする試みは、現実的に妥当する経済理論を打ち立てようとする立場を採っていたことを示すものであろう。

本論ではこうした批判の詳細な検討は行わないが、これを鈴木は「厚生主義・序数主義・個人間比較不可能性」からの批判であるとまとめている¹⁵⁾。このような、理論の前提条件を現実社会との照らしあわせによって精査し、理論自体を建設的に批判する立場こそ、センの方法論の中核といえよう。

1. 3 ロールズ評価と批判

成果を判断する方法としての「効用」や所得

11) Sen (1970).

12) Sen (1970), pp. 128-129. [邦訳, p. 154].

13) Sen (1982), p. 288 [邦訳, p. 7].

14) Sen (1982), p. 290 [邦訳, p. 11].

15) 鈴木 (1998).

などに対する批判点は、すでに確認されたとおりだが、「自由」の側面を実際の成果を得るための手段としてしか見てこなかったこれらのアプローチに対して、ロールズの理論が対比できる。

ロールズは、功利主義に対して「効率的な管理」であっても、個人の複数性・差異を受け止めない点、不平等な分配であっても「最大幸福」で正当化される点、善が欲求充足であり、たとえば差別や不平等であっても効用として同列に扱われる点から批判を加え、人々が「社会の基本的な仕組みを徹底的に論じあい、全員の合意が得られた事項だけを社会正義の原理とする、という社会契約説の発想に戻」¹⁶⁾り、善を実現するための手段として「社会的基本財 (the social primary goods)」の分配原理を定式化し、「正義の 2 原理」が承認されるとした¹⁷⁾。

第 1 原理：

各人は、基本的自由に対する平等の権利を持つべきである。その基本的自由は、他の人々の同様な自由と両立しうる限りにおいて、最大限広範囲にわたる自由でなければならない。

第 2 原理：

社会的・経済的不平等は、次の 2 条件を満たすものでなければならない。

- (1) それらの不平等が全員の利益になると無理なく予期しうること。
- (2) それらの不平等が全員に開かれている地位や職務に付随するものでしかないこと。

その結果、第 2 原理は、「もっとも不遇な人々の利益を促進することを優先すべきだとする“格差原理 (マキシミン基準)”を形づくる」。

そして、このもっとも不遇な人々を特定する指標こそ、第 1 原理で示された自由を意味する「基本財」なのである。「基本財」は、具体的には、権利、自由と機会、所得と富、自尊の社会的基礎など、合理的な人間であればだれでも望むであろうと推定されるもの、とされている。

センは、この「基本財」アプローチを成果のみならず、達成のための自由を取り入れるように拡張されているものとして評価している¹⁸⁾。だが、人間の多様性を常に考慮するセンは「しかし、資源や基本財の所有を平等化させることは、必ずしも各人によって享受される実質的な自由が平等化されることを意味しない。なぜなら資源や基本財を自由へ変換する能力には、個人間で差があるからである。このような変換に関する問題は、きわめて複雑な社会的側面を含んでいる。」¹⁹⁾として「基本財」アプローチの限界を指摘する。

センはこのように人の立場を評価する 2 つの側面を捉えるロールズの正義論における「マキシミン基準」と「基本財アプローチ」を高く評価しつつも、基本財アプローチが人間の多様性、享受能力に注意を払っていない点、物神崇拜の側面を批判する。このようにセンは評価基準、ここでは基本財がわれわれ社会の善を構成する目的ではないことを見抜き、手段として評価した上でそれを乗り越えるアプローチの導出に進むのである。

1.4 エンタイトルメントへの着眼

帰結主義の対極に位置する人間の評価軸として、リバータリアニズム (自由至上主義) が指摘されよう。ロバート・ノージックは財の保有に関する正義として、取得・移転によって財に対する正当な資格が発生するとし、こうした歴

16) 川本 (1995), p. 26

17) Rawls (1971), p. 60 [邦訳, p. 47]. なお、訳文は川本 (1997), pp. 132-134 に従った。

18) Sen (1982), p. 365 [邦訳, p. 247].

19) Sen (1992), p. 33 [邦訳, p. 49].

史的にたしかな源泉を持つ財への資格を「エンタイトルメント（権原）」と呼んでいる。こうした諸権利が満たされる状態を規範的に望ましいと考えるアプローチである。

センは、ノージックの「エンタイトルメント」理論で示される条件を満たす経済においても激しい飢饉が発生するという²⁰⁾。センはノージックの取得・移転に基づく所有関係に注目するが、これを規範的評価ではなく、記述的に用いることで貧困や飢饉などの財、とくに食糧に対する入手が困難になる状態の把握を試みている。

エンタイトルメント関係とは「ある種の正当性のルールに基づいて、ある所有権の集合を他の所有権の集合と結びつける連鎖的な関係」²¹⁾であり、私的所有に基づく市場経済においては、交易、生産、自己労働、相続・移転といったエンタイトルメント関係によって所有が認められる。この財を手にするのできる能力や資格を「エンタイトルメント」と呼んでいる。

交易や生産を行う前のもの、つまり市場で価格がつく生産資源と富の所有、そして労働力は「エンダウメント（初期賦存量）」と呼ばれ、交易や生産を通じて他の財と交換される。この交換は、雇用や、資産の市場価格、物価、生産費、必要な経費など、様々な条件の下で行われる。このようにしてエンダウメントとの交換で入手される財の組合せを「交換エンタイトルメント」と呼ぶ。

ある人が有するエンダウメントで、自分の望む交換エンタイトルメントを入手できるかどうかは、このエンタイトルメント写像にかかってくる。これは大きく生産可能性と交易条件に影響される²²⁾。生産可能性とは必要物の入手可能性のうちでとくに直接の生産に関わるものをさし、交易条件とは、物を売り買いする能力と、

異なる商品の相対価格の決定をさす。

このエンタイトルメントという概念を用いることで飢饉発生メカニズムを説明しているのが『貧困と飢饉』である。とくにセン自身が体験したベンガル大飢饉に関しては詳細な検討がなされている²³⁾。食糧は十分に存在していたにもかかわらず、投機的な操作、パニック的貯蔵によって農業労働者や他の労働者、職人、漁民にとっては、食糧に対するエンタイトルメントが急激に悪化し、飢饉を招いたという。

従来、食糧総供給量に注目してきた飢餓や飢饉の問題をエンタイトルメント・アプローチは、所有関係の相互依存の分析によって、的確に捉えることを可能にしている²⁴⁾。エンタイトルメントは、いわば、経済的、社会的、政治的な受給権能である。つまり、エンダウメント・エンタイトルメント・エンタイトルメント写像の様相を知ることが、人々の経済的、社会的、政治的な受給状態を把握し、分析し、また予測することを可能にするのである。

1.5 他者への配慮とケイパビリティ・アプローチ

経済学、とくに経済分析では人の利害を判定し、また人の状況を評価する。これに対して功利主義という思想的表現に帰着する人間行動の基準としての「ホモ・エコノミクス仮説」や効用主義に対しセンは批判を加えていた。これらの諸問題への批判に呼応して、センは well-

23) Sen (1981), pp. 52-85 [邦訳, pp. 81-128].

24) また、センはさらに議論を進展させ、エンタイトルメント・アプローチをさらに広い意味で用いている。それは自由の用具としての役割の中でのエンタイトルメントであり、これには、政治的エンタイトルメント（すなわち、参政権や政治への批判、異議の権利）や、社会的エンタイトルメント（社会が整える教育や保健など）、保護の保障（社会的なセーフティネット）が含まれる。実際の飢餓や飢饉への対策としては、このような幅の広いエンタイトルメントの捉え方での具体的な政策の実施が必要とされる。Sen (1999), pp. 38-40 [邦訳, pp. 40-43].

20) Sen (1995), p. 11.

21) Sen (1981), p. 1 [邦訳, p. 2].

22) Sen (1999), p. 163 [邦訳, p. 184].

being 概念と agency 概念を用いている。

well-being とは個人の好機（優位）の文脈における人の達成と機会をカバーしている概念である²⁵⁾。

これにたいして、現代哲学の用語として“行為主体”とも訳される agency とは「目的と価値の面において、達成と機会を検討して人の well-being の追求を超えていく」²⁶⁾概念であり、その人自身の主体的な自発性を示すものとされる。センの例示によれば²⁷⁾、たとえ大げなをして well-being が下がっても強盗と格闘して犯罪を防ごうとする主体性こそ agency である。

そして、センは、この 2 つの側面について、各々自由と達成とがカテゴリーとして分類されるとしている²⁸⁾。各々の自由は、well-being 側面とともに agency 側面に適用できる。したがって、人に関する重要な情報として 4 つの区別されるカテゴリーがある。

	達成側面	自由側面
well-being	well-being の達成	well-being の自由
agency	agency の達成	agency の自由

なお agency の達成に関して人間は社会生活において相互に依存しあう存在であるから、主体性を発揮する場合でもその目的達成における直接のコントロールがあったかどうかを評価するのではなく、コントロールがなくとも価値があると認める目標が達成されるならば、有効な agency の達成であるとされる²⁹⁾。例を挙げると、脳死に陥った場合でも、周囲や家族がその人の意思を十分に理解しており、たとえ彼が望んでいた臓器移植を行ったとすると agency が達成されたと考えられる³⁰⁾。これは「相互に依

存しあう諸個人のパワー」³¹⁾として自由を評価することを示すものである。

センはこのカテゴリーを示した上で、主流派厚生経済学の形式にあっては、この多様性が 2 つの手続きによって、ひとつのカテゴリーに置き換えられているという。

1. 自由をただ、道具的に価値があると見る。したがって、究極的には達成のみをカウントする。
2. すべての agency をまったく自己利益追求のみと見る。したがって agency には分離された役割はない。

ここでのセンの批判点は、功利主義的評価が、この well-being 側面と agency 側面とを混同してしまっていることに向けられている。また、次節にて議論するところだが、ここにセンの帰結と過程との区別と関連の姿勢、agency 概念の考慮という方法論的特徴が確認されるのである。

well-being 側面、agency 側面と関連する他者との関わりを表現する別の概念を説明しておく必要があるだろう。それは、人間の行動動機としてのシンパシー（共感）とコミットメント（使命感）である。

まず、シンパシーは、効用・精神状態によって well-being を捉えるものである。他者への行為であっても、結果として行為者の効用の上昇に寄与するものは、シンパシーである。

これにたいして、第 3 の評価基準を持ち出して選択を行う基準とするものがコミットメントである。それは効用に影響するものではなく、文化、習慣によって規定されるものである。

人は、well-being を重視して行動することもあれば、agency としての主体性を発揮することもある。その場合、人は、well-being にしろ、agency にしろ、効用（多くの場合は、その増大）のみを目的として行動する（すなわちシン

25) Sen (1987), pp. 58–59 [邦訳, p. 103].

26) Sen (1987), p. 59 [邦訳, p. 103].

27) Sen (1992), p. 60 [邦訳, pp. 90–91].

28) Sen (1987), p. 61 [邦訳, p. 105].

29) Sen (1992), p. 64 [邦訳, p. 96].

30) effective power としての達成である。

31) 川本 (1995), p. 150.

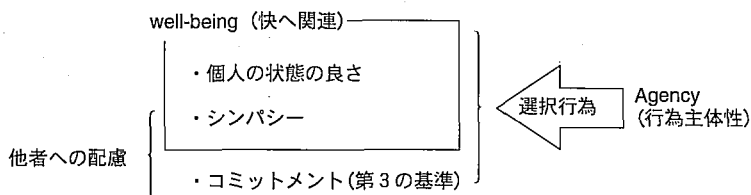


図2 well-being と他者への配慮

パシー) わけではない。とりわけ, agency として行動する場合には, 「他人の苦しみを不正と感じ, なにかをする用意があること」といった判断の基準(=コミットメント)をもってすることがある。

このように, コミットメントとシンパシーは, well-being 側面, agency 側面に関連する概念であるが, 区別されるものである。この概念の関係を図2に示す。

well-being, つまり個人の状態のよさ, これは, その人の生活の質, 生活のよさと見ることができることから, センは, 生活を相互に関連した「機能(functionings)」の集合からなっているとみなす。機能とは, 「ある人が価値を認める, ある状態であること, なにかをすること」を示し, さらには, 「適切な栄養摂取や避けることのできる病気にかからないといった初歩的な機能から変化し, 地域の暮らしに参加するか自尊心を持つとかといった複雑な行動や個人としての状態」³²⁾までも含む。そして, 「達成していること」は, 機能のベクトルとして表現される。

センは, このような機能によって人の生活が構成されており, 人の well-being の評価は, これらの構成要素を評価する形をとるべきであるとする。

機能の概念と密接に関連するのが, 「ケイバ

ビリティ」概念である³³⁾。これは「人が行うことのできる様々な機能の組合せ」を表している。ケイパビリティとは, 生活に対する個人の自由を反映した機能のベクトルの集合として表されることになる。

このように well-being をケイパビリティ概念によって捉えることの妥当性は, 次の2つの考え方から生まれているという。

- 1) 「達成された機能」が人の「well-being」を構成しているとする, 「ケイパビリティ」は「well-being を達成するための自由」を構成するものである。
- 2) 達成された well-being 自体, ケイパビリティに依存して形づくられる。

前者は, 「well-being 達成のための機会」という自由(ケイパビリティ)が, 手段として評価されることを示し, 後者は, 選択する(ケイパビリティ集合から機能を選び取る)ことそれ自体が, 生きる上での重要な一部分であり, より豊かな人生を導く, つまり, ケイパビリティが well-being の増進に直接貢献することを示している。

この, well-being のケイパビリティによる把握は, well-being に関わる agency 概念の導入に

32) Sen (1999), p. 74 [邦訳 p. 83].

33) capability は, 「潜在能力」と訳されることがあるが, 「潜在能力」の「備わっているが秘められた能力」といった日本語の語義との混同を避けるため「ケイパビリティ」としている。

基づいていると見ることができる。個人の agency 側面を重視するセンは、ルールズを越えて、手段を財に押し込めることなくケイパビリティという個人の多様性を含めることのできるより広範な概念に拡張したにとどまらず、そのケイパビリティ概念で表された自由を、価値あると認めることを主体的に選び取る人間像（すなわち行為主体としての個人）の価値としても認めるのである。

1. 6 まとめ—環境問題分析の方法論として—

これまで、セン理論の系譜を紐解きながら彼の議論における方法論的特徴を紹介してきた。ここではその方法論的特徴を環境問題分析の用具としての視点で水平的に整理しなおし、5つの方法論としてまとめたい。

1. 6. 1 目的と手段との峻別

不平等の議論においてセンは所得という効用の表現が、すなわち効用の増大が社会のよさの増大に直結しているわけではないことを確認する。そして、所得によるアプローチを越えてセンはルールズの「基本財」アプローチを吟味するが、基本財アプローチは物神崇拜に陥っていることを指摘しケイパビリティ概念へと昇華させている。またノージックの自由至上主義的アプローチに関してもノージック流の権原を目的化することを避け、あくまで記述的概念として、つまり「手段」としての把握にとどめる。

こうしたセンによる所得・基本財批判からケイパビリティ・アプローチの導出過程で貫かれているのは、手段と目的との厳密な区別である。所得や基本財は、人間の状態のよさを示す重要な指標であることに違いはない。しかし、手段であるはずの所得、基本財といった指標それ自体が目的化され、本来追求されるべき本質的な目的が看過されることに常に配慮して議論を展開している。こうした研究視角は、さらには経済学、経済政策の自己目的化をも回避し、

人間の価値ある機能とその選択肢の幅、すなわちケイパビリティ概念を導いている。

この方法論を「手段と目的との峻別」と呼ぶこととしたい。つまり、理論と現実とのすりあわせ、川本隆史の言葉を借りれば「反照的均衡」を通じた弁証による自己目的化の回避、手段・目的の厳密な区別を怠らない学問的方法である。従来、経済学や政策は、環境問題を二次的、三次的にしか取り扱ってこなかった。しかし、人間や社会の状態のよさを判断する場合、環境はきわめて上位に位置する可能性がある。環境問題を考察する上で、われわれは用いる理論が現実の環境問題を的確に把握しているか、手段と目的とを混同していないかを常に留意するとともに、また経済学や提言する政策が、追求する目的として環境といった真の「よさ」を考慮しているかどうかには留意しなくてはならないのである。

1. 6. 2 エンタイトルメント・アプローチ

エンタイトルメント概念はケイパビリティと結びつけられて把握されなくてはならない。しかし、環境問題への視点として、被害者が何らかの汚染物質にさらされたという事実把握を行う場合などには被害者・被害地域のエンタイトルメント状況を確認することで、彼らがなぜその汚染にさらされなくてはいけなかったのかを明らかにすることが可能になるであろう。被害者が、なぜ被害地域を脱することができなかったのか、なぜ汚染物質を避けることができなかったのかという状況は、エンタイトルメントの状況を分析することで明らかになると推測される。つまり、なにか善いものへのエンタイトルメントのみならず、マイナスの使用価値を持つ財を含めたエンタイトルメントに対しても着目することで被害構造の分析を可能にするのである。そしてまた、環境被害の発生を未然に防ぐ意味では、こうした財や権利への所有状況の変化に反応する制度設計や政策の必要性が示唆されるのである。

1.6.3 個人の多様性尊重

センは効用主義・基本財といった単純化された情報的基礎を批判し、人間をきわめて多様な存在として扱っている。そして、人間の多様性に配慮した視点を持ってケイパビリティ・アプローチを導出していた。彼の議論全体を貫く重要なアプローチとして「個人の多様性の尊重」は看過することができない特徴である。

学問的議論を展開する上で、抽象化、単純化を行うことは、いうまでもなく必要な作業であって、むしろ学問的議論の本質をなすといえるだろう。しかし、社会科学の「手段と目的」を鑑みるならば、個人の多様性を捨象することは「目的」を見失うことにつながりかねない。とりわけ、環境被害は社会的・生物学的な弱者からはじまる。多様な個人を想定せずして、弱者の特定はありえない。環境問題の分析に向かういかなるアプローチも個人の多様性を考慮する態度を欠くことはできないのである。

これまで、環境被害の経済学的把握においては、社会的費用論が多くの貢献をしてきた。カップに始まり、宮本憲一らによって洗練された社会的費用論が、公害をはじめとする環境被害の被害額を算定し、企業に対して汚染排出の非効率を金銭面で明確に提示することで汚染予防のインセンティブを与えたことは間違いあるまい。しかし、被害額に一元化された環境被害が、その被害すべてを的確に表現しているとは言いつねない。被害額の大小で失われた環境や人間の価値を十分に表しているわけではない。また個人によって被害の様相は異なり、また被害額の補償で被害が全面救済され、回復するという問題ではないのである。

以上、極度の単純化を批判し、多様性を取り込んでいく代替的なアプローチを提案していく態度も、センの方法論のひとつであるといえよう。こうした多様性への考慮というアプローチは、環境問題議論にその基礎として据えるべき方法論なのである。

1.6.4 帰結と過程との区別と関連

センは、自由至上主義者のように関心をプロセスの適切さだけに向けるアプローチ、帰結主義者のように結果の適切さだけに関心を向けるアプローチの双方を批判し、「自由」概念を議論するにあたっては様々な自由観に関わる「過程」と「帰結」との区別と関連性を重視していた。

重要なのは帰結の適切さなのか過程の適切さなのかという対立ではない。むしろセンはここから帰結の分析に過程を統合する必要を訴える。この帰結と過程との区別と関連の重視は、「自由それ自体の価値」と「自由の手段としての価値」の両面を評価することにつながる。

環境被害に目を向ける場合においては帰結と過程との区別と関連への着眼は不可欠である。まず、個人の被害に目を向ける場合、環境被害を帰結状況の被害として把握すること、すなわち健康被害など把握に努めることが第一に必要であるが、こうした健康被害などによって「選べる」ことができる」選択肢が縮小し、過程としての価値をも減少させていることを認識しなければならない。つまり、被害発生によって失われた自由度にも目を向けることが要請される。

また、地域的社会的被害に関して環境再生・復元・回復・補償を行う場合、いかなる形態であれ、帰結として発生した被害からの再生を展望するとき、そこにいかに住民が参加していくかという過程を考慮しなければならない。再生プロセス参加それ自体にも自由としての価値が存在するのである。

たとえば「被害額の金銭補償」といった場合、ここには①自由度の低下に対する被害評価がなく、②再生プロセスへの参加がない、という二重の意味での「過程」無視が発生していることになる。これは次に述べる agency 概念と関連する。

1. 6. 5 agency 概念

センは個人の優位を捉える用具として well-being と agency という 2 つの関連する概念を用いていた。agency 概念の導入は、人間の行為主体性という新たな価値基準を持ち込んだだけでなく、他者と相互に関係して社会生活を営む人間を評価することを可能にしている。これはセンの用いるきわめて特徴的な概念であり、われわれが社会問題を議論する上で見逃すことはできないものである。

環境問題に関して述べると、まず環境被害による健康破壊は被害者の agency-freedom を奪う可能性がある。つまり、脳髄や精神へのダメージが自由で主体的な意思決定を行う能力を奪う可能性がある。これは環境被害が well-being のみならず agency をも破壊していることになる。また、その agency の代行ともいえる相互に依存しあう諸個人のパワーが、地域社会の崩壊により失われるならば、agency の達成も困難になるといえよう。環境被害に対して一致団結して立ち向かう力をそぎ落とされるのである。他方、先述した環境再生への主体的参加はこの agency を発揮するという積極的な意味を持つことになる。

このように agency 概念は、環境被害を捉える新たな軸を提供するとともに、主体性を発揮した住民参加に理論的な意味づけを行うものであり、この概念も環境問題を議論する上で有効なアプローチのひとつとなりうるのである。

センは、以上のような分析枠組みを持ち、それを有機的に結合させることで社会が直面する諸問題を鋭く分析している。センの議論を理解するためにも、この方法論の特徴をふまえることが必要であろう。そして同時にこれら方法論を用いることで、環境問題の諸側面に対して適切に分析を加えることが可能になるのである。

2. センの方法論に基づいた水俣病事件の考察

ここでは水俣病事件を事例として取り上げ、

水俣病事件の全体像をセンの方法論をもとに考察する。

2. 1 手段と目的との峻別

水俣病の発生原因については、自然科学、社会科学の両面から様々な解明がなされてきた。とくに最近になって、水俣病の化学的発生プロセスが西村肇・岡本達明らによってほぼ完全に明らかにされている。その解明において、原因は化学工場の基本的安全管理の欠如や利潤追求のための人命を無視した設備管理に求められ、それはチッソの体質に帰着すると指摘されている³⁴⁾。また、チッソという原因企業に関しては深井純一によるきわめて厳密な産業史からの分析によって明らかにされており、会社創立当初からの政府との密接な関係、軍需と結びついた規模の増大が指摘され、さらに行政の消極的対応が被害を拡大したことが指摘されている³⁵⁾。いずれにせよその原因の中で経済的要因の比率は高いと考えられ、それは第一に当時の経済政策に求められよう。公害全般に関する議論であるが、資本蓄積論を中心にした宮本憲一の分析は、いわゆる市場の失敗を現代資本主義の環境破壊型構造として捉え、政府はその構造を制御しようとして「政府の失敗」に環境問題の一因を求めている。そして、その理由として「経済成長最優先の公共的介入」を第一に挙げている。「日本のように高度成長を国是とする『企業国家』の場合には、政府が企業の高度蓄積をより促進するような公共介入が行われ」環境破壊型構造を促進し、民主主義も無視し、公害を引き起こしたというのである³⁶⁾。

また「水俣病に関する社会科学的研究会」報告書においても「水俣病対策の遅れは政府の政策判断の遅れ」であり、「経済的發展が何よりも重要であると考えていた時期に発生した」と

34) 西村・岡本 (2001).

35) 深井 (1999).

36) 宮本 (1989), p. 86.

述べられ、水俣病事件を引き起こしたそもそもの原因を政府判断に求めるとともに、「経済的発展」へ政策判断の基準が傾倒していたことを指摘している³⁷⁾。ここで留意すべきは「経済的発展への傾倒」という指摘は、実のところ「経済成長への傾倒」であるということである。

この報告書において典型的に表されるように、「経済成長」を「経済的発展」と混同してしまっているのである。いうまでもなく経済成長を目的とした政策に原因を求める議論は十分に納得できるものであり、意義も大きい。しかし「目的と手段との峻別」を持って考察するならば、むしろ力点は「経済成長は国民の豊かさのための“手段”であって、“目的”ではないということ」を、当時の政府政策が混同し、経済成長それ自体を目的としてしまったこと」に置かれることになる。通常、経済成長はGDPといった所得の指標によって測定される。経済成長によってもたらされる所得は、たしかに国民に豊かさを与えるものであり、重要な指標であることに違いない。しかし、こうした所得といった一指標が、人間の追い求める価値のすべてを表しているわけでない。したがって「経済成長」がそのまま「経済的発展」を示すものではない。本来追求されるべき本質的価値、センの主張に沿えばケイパビリティの増大は目的とされなかった。このように政府政策に関する議論において「手段と目的との峻別」の視点から考察し、経済の目的と手段との混同を水俣病が引き起こされた原因として位置づけることは可能であるし、十分に意味があるといえよう。

2.2 エンタイトルメント・アプローチ

続いて、健康被害をエンタイトルメント・アプローチから考察してみる。水俣病は、チッソ

の排水に含まれるメチル水銀が原因であり、被害は魚介類の摂取からであった。被害者の多くは、水俣病の発生地域である水俣湾をはじめとする不知火海で獲れた魚介類を摂取しており、また、漁業従事者も多かった。水俣病が発生した昭和20年代から30年代にかけて、漁獲高は、あらゆる魚類において著しく減少している。これは、水俣の環境の悪化に原因を求めることができる。そして、漁獲高が減少したために、水俣病の被害者となる漁師やその家族は苦境に立たされる。つまり、資源の減少によって所得に対するエンタイトルメントが低下したのである。そしてまた健康被害が、労働力の質の劣化としてエンダウメントを直接に激しく低下させたと考えられる。そのために漁業を離れなくてはならない人も多かった。

また看過できない問題がある。当時、漁協としては水俣湾で捕れる魚介類は有毒であることがわかっていた。また、昭和32年の段階で、水俣病の調査を行っていた熊本大学は、その原因をほぼ水俣湾で獲れる魚介類であることをつきとめ漁獲の禁止を求めていたのである。しかし「病気がはっきりしない以上、漁獲は禁止できない」として禁止にはおよばなかった。漁協は自主規制区域として監視船を出して漁獲を禁じたが、極度に生活に困っている漁民や豊富な魚介類の中で生まれ育った人たちは有毒であるとは信じたくなかったという。

ベンガル大飢饉の例ではエンタイトルメント写像が変化したときに所得が手にできなくなる労働者にくらべて、農民は直接に食糧を手にすることができるために飢えにくかった。

ところが、水俣ではこれとまったく逆の事態がおこっている。職業として漁師を営み、漁のための生産手段を持っていたことは、食糧を確保することには役に立ったのだが、その魚介類は汚染されている。そのために、逆に症状は悪化してしまった³⁸⁾。

37) 橋本 (2000).

いうまでもなく、水俣病発生のプロセスは単純なものではなく、政府政策・判断にすべてが帰着するわけではない。

38) エンタイトルメント・アプローチとは多少論点がず

漁民は、生産可能性においては魚介類に対する高いエンタイトルメント写像を持ちつつも、交易可能性の面では魚が売れない状況から他の食糧へのエンタイトルメント写像が低く、汚染物質である魚に手が届いてしまった。むしろ、行政が「手を届かせてしまった」といえるのである。

被害の原因の質、ここでは汚染された魚介類という状況と、彼らのエンタイトルメントとの関係を明らかにすることによって、従来、こうした記述の段階にとどまっていた患者・被害者の置かれた状況が、彼らがなぜ危険な魚介類を食べなくてはならなかったのかという経済的状況、エンタイトルメントの把握として捉えなおすことができるのである。

2.3 個人の多様性尊重

水俣病の被害額を社会的費用概念によって算定したものとして地球環境経済研究会（1991年）による被害額と対策費用の比較がある。まず被害額に関しては、健康被害が裁判による賠償金額に補償金額をあわせ年間76億7,100万円、底質汚染による被害がヘドロ浚渫事業費から年間42億7,100万円、漁業被害が漁業補償金から6億8,900万円と算出され、これらを合算して年間被害額を126億3,100万円としている。また、チッソ水俣工場における公害防止投資額から年間の対策費用を1億2,300万円と算定している。

では、具体的な被害はいかなるものであったのだろうか。水俣病を健康被害の側面から概観してみると、その症状としては、運動失調、言語障害、求心性視野狭窄、聴力障害などの組合せがある。また、発現頻度の高い典型的な初期

症状として、この他、知覚障害、振戦（自分の意思とは無関係におきる手足など体のふるえ）、軽度精神障害が報告されている。また、細川院長が初期に報告した症例では、加えて、腱反射、嚥下障害、筋硬直、頭痛、小児の流涎・痙攣、不眠、病的反射がある。医学的な内容には立ち入ることはできないが、原田による記述にあるように、水俣病は初期から大変多様な症状を持って顕れていた。そして、重症になると死に至ったのである³⁹。

年間被害額126億円という数字は直感的にも巨額であると理解しやすい。しかし、具体的な健康被害の内容を表すことはできない。この健康被害を「機能」で表現すると、「一人でボタンをかけることができる」「自分で食事を探ることができる」「自ら買い物に行くことができる」など、具体的な機能の剥奪であると表現することができるだろう。さらにはチッソによる地域支配・地域社会の崩壊から「近所づきあいができる」「被害者として連携した運動を行うことができる」「自らが病気であることを周囲に話すことができる」という機能にたいする制限があったことも伺える。これは「コミュニティに参加する」「自尊心を持つ」といった人間の尊厳に関わる「機能」の低下を引き起こしている表れである。

水俣病は他の公害病や環境汚染に起因する疾病と同様に、直接的に人の機能を剥奪していることがわかる。個人の多様性を尊重したケイパビリティ・アプローチは、水俣病による被害をより詳細に表すことができる。

また、水俣病をはじめとする公害および環境破壊の被害は、社会的、生物的弱者に集中することが指摘される。これは、人間が多様であることが影響していると考えてよい。環境破壊は、より生物的に弱い立場の人間ほど害を被り、賦存量の低いものほど、その被害の回避が

れるが、水俣病発見当初は原因が特定されておらず、患者にたいして良質な栄養として魚介類を食べさせている家族もあり、症状を悪化させることになったという。この記述については、橋本(2000), p. 68を参照。

39) 原田 (1972) (1985).

困難である。

個人の多様性を捨象した社会的費用論のアプローチでは、このような環境的公正が損なわれている状況を判断することは困難であろう。被害額などの貨幣換算された単一の指標や、症状の記述のみにとどまった把握では、身体的特徴の違いや地域社会の違いといった、環境的公正に決定的に影響する要因をも捨象してしまう可能性が大きいからである。こうした環境的公正における弱者の特定においては単一の指標からケイパビリティといった個人の多様性に配慮した指標に視点を移す必要があるといえる⁴⁰⁾。

多様性という視点から見ると、水俣病患者団体や被害者運動が複数存在することも、否定的にのみ評価されるべきものではないだろう。多くの団体が存在することは多様な個人の意見が主張できる状況を作り、大きな組織に個人が埋没することを防いだと見ることもできるのである。また「企業城下町」水俣の中にも陰ながら被害者を支援した市民も存在した。こうした地域における多様性が患者を支えていたということも評価されるべきことである。

水俣病は健康な生活をおくるという機能と、健康な状態であれば当然享受できたであろう生活の幅、すなわちケイパビリティを剥奪している。ここでいう機能の剥奪の様相が各個人によって異なり、また、その機能剥奪の影響も各個人によってまた違うのであって、決して単一の指標がこうした被害を十分に表現しうるものではないということが明らかに主張される。そして、また多様性のもたらす価値というものも評

価されうるべきものだということも示されるのである。

被害額算定などの経済学的な被害の把握自体を否定するものではない。しかし、こうした個人の多様性を尊重して、いかなる機能の剥奪があったのか、また評価されるべき点があったのかを調査・認識することは、水俣病事件被害者の全面的救済などの場面においては必要不可欠なのである。

2.4 帰結と過程の区別と関連

「個人の多様性尊重」で確認されたとおり、水俣病は被害者の機能を剥奪した。そして、チッソや国の対応の遅れが対策を遅らせ、結果として多数の死者を出すに至った。ケイパビリティ・アプローチの枠組みで表現すれば、公害病としての水俣病は、健康な生活をおくるという「機能」と、健康な状態であれば当然享受できたであろう様々な生活の幅、すなわちケイパビリティを喪失させ、死にまで至らしめたということになる⁴¹⁾。機能とケイパビリティの両面が破壊されたものと見なければならぬだろう。

ここで注目すべきは、水俣病が機能の剥奪という「自由の帰結側面の被害」をもたらしたと同時に、機能集合の縮小によりケイパビリティ、すなわち「生き方の幅」が縮小することで「自由の過程側面の被害」も発生しているということである。この分析により、水俣病の健康被害が自由の重要な両側面を同時に破壊する構図が理解されるのである。

また、患者たちの多くは、水俣病であることが口にできないがために十分な医療を受けられなかったという。最後に述べる agency 議論と重なるところだが、「水俣病の病苦の他に、医

40) この立場を一面的に「最低限主義」としてはならない。議論が盛んな「機能のウェイト付け」という作業は、重視されるべきケイパビリティを導出する。そこでは人間として当然求められるべき機能の集合が提示されるだけであって、最低ラインを引いてそこより上ならよい（公害病から救われたからあとは対処しない）というのではない。生死や不可逆性を持つ問題は、早急に対処されねばならず、そこに力点を置いたのみである。

41) 「死・平均余命」はとりわけ重要な指標であり、最大の注意を払う必要があるが、この指標単独ではやはり問題の本質を見失う。それは「適応的選好形成」によって、虐げられているはずの人間の余命が延びてしまう現象から見て取れる。

療不信、偏見・差別という苦痛に耐えねばならなかった」⁴²⁾のは水俣がチッソの“城下町”であったがために差別と偏見を受け、被害者の中でのねたみや中傷に苛まれたからだという。それは地域社会というケイパビリティ基盤の多様性に注意を払うことを要求する。同じ公害病であっても、それが発生する地域特性によっては、まったく異なる機能・ケイパビリティの欠如をもたらしうるのであって、こと水俣に関しては汚染原因企業の企業城下町であったがために著しい自由度の剥奪を被ったといえよう。

水俣における環境再生に関しても、このアプローチから分析を加えることができる。水俣病公式発見から40年以上を経た現在でも水俣地域は環境被害からの回復の途上にある。とくに水俣市は「もやい直し」と呼ばれる地域再生事業を進めており、環境教育の推進やゴミの21種分別などに取り組んでいる。こうした事業は一定の評価を得ている。つまり帰結としての再生が進んでいると評価できる。一方、筆者が聞き取りをおこなった中で、一部の患者さんからは「安心して利用できる病院がほしい」、あるいは「昔には戻りたくないから『もやい直し』は困る」という声を聞いた。こうした意見がすべてではないが、一部に地域再生への疑問が患者や支援者から出ているのも事実であり、再生への取り組みと患者の実際に求めているものとの間に一定の乖離が見られる。つまり、水俣での地域再生・環境再生においては過程側面の考慮が必ずしも十分ではないと見ることもできるのである。

2.5 Agency 概念の導入

さきに指摘した健康被害の問題は、その人の状態・状況を悪化させているという点で、おしなべてwell-being側面の被害であるといえよう。そして、その帰結と過程の両側面、つまり

well-beingの達成と自由とが剥奪されていることが確認された。

しかし、水俣病での神経性疾患の症状は、意思伝達を困難にするというタイプの健康被害をもたらしている。この議論は慎重でなければならないが、こうした健康被害は、行為主体性を発揮する上での何らかの選択肢の制約が課せられたものともとれるだろう。つまり、機能剥奪としてwell-beingが奪われると同時にagencyの自由の側面の剥奪が発生したと捉えることができる。

また、agencyの達成の側面にも注目する必要がある。水俣病が破壊したものについて丸山徳次は次のように述べる。

「水俣病が破壊したものは(中略)肉体の健康ばかりではなくて、共同体および人間の関係性である。」「根本的な意味で破壊されたのは、個と個とが関わり合えることへの信頼そのものだった。」⁴³⁾

ここでいう個と個との関わり合いとは、個人の行為主体性、すなわちagencyであり、その基盤としての信頼が水俣病によって破壊されたとはいえる。水俣病は公害の原点ともいわれるが、発生当初は伝染病と考えられたため患者は激しい差別・偏見にさらされた。また、当時の水俣病発生地域では患者の間、労組間、関係者の間での対立や分裂が生じてしまい、agencyの直接の達成を奪われた患者の意志を代弁しうる社会・コミュニティの基盤が十分でなかったのではないかとはいえるのである。

一方、agencyという視点から被害者を見ると、従来のネガティブな側面に限らないポジティブな側面も見えてくる。1972年、ストックホルムで開かれた国連人間環境会議に出席した水俣病患者は、環境被害を訴え世界中にインパクトを与えた。また、ユージン・スミスによる写真という形でのアピールも大きな影響を与え

42) 原田 (1972) (1985).

43) 丸山 (2000).

ている。被害者からのこうしたアピールは、環境と環境被害への agency を高めることになり、目には見えないが環境問題の抑制に少なからず貢献しているに違いない。

このように、agency という価値基準を持ち込むことで、水俣病事件による被害の別側面が見えてくる。従来の分析枠組みでは、こうした行為主体性の側面では何が失われたのかを十分に説明できていたとはいえないだろう。信頼やコミュニティのつながりこそまさに「金で買えない」のであり、貨幣に依拠するいかなるアプローチをもってしてもその説明は非常に困難である。well-being 概念と agency 概念の区別と統一によって、この被害の構図もケイパビリティの剥奪として認識することができるのである⁴⁴⁾。

おわりに

環境被害はわれわれをとりまく自然環境を破壊するのみならず健康被害として、人間の多様な価値を剥奪している。

センはその鋭い現実感覚で経済学に倫理学を再び融合させ、多様な価値を持ち込むことに成功した。彼の方法論は、環境被害の多面的な剥奪状況を把握する場合において有用性を発揮することがこれまでの議論において確認された。「個人の多様性への配慮」、「帰結と過程の区別と関連の重視」、「エンタイトルメント概念」、「agency 概念」は、環境被害の多面的な把握を可能にしているのである。そして、さらには環境被害への接近方法に重要な示唆を与えている。「手段と目的との峻別」でありまた「帰結と過程の区別と関連の重視」も被害への接近方法に関する示唆に富んだ方法論である。われわ

れは、この 5 つの方法論が水俣病事件の事例に適用されることで、その有効性が確認されたと結論づけることができる。そして、同時に水俣病事件の新たな被害論を構築することが可能となったのである。

本稿の当初に挙げた水俣病分析への疑問に答えてみると、なぜ高度成長が問題となるのかという疑問には「経済成長の自己目的化による発展方向のあやまりが根底にあった」と答えることができるだろう。なぜ貧しさや習慣からの魚介類摂取を止められなかったのか。それは「行政が、汚染物質に対する漁民のエンタイトルメントを断ち切る責任を果たさなかったため」といえる。また、水俣がチッソの企業城下町であったということは「住民の自由度を低下させ、彼らの agency を封殺し、被害を拡大させたという“帰結と過程両側面への被害発生”」につながった。被害の明らかな実態は「被害額に現れない、健康、地域、環境への機能剥奪＝ケイパビリティの低下」であった。そして、地域社会の疲弊という被害に対する、地域再生は「Agency の価値を発揮させ、被害者と住民の参加が十分にみとめられる」ことが必要である。

これをふまえて、ここで若干の環境政策上の含意を述べておきたい。

まず、「エンタイトルメント・アプローチ」に示されるように所有・権利やエンタイトルメント状況に反応する被害把握や被害予防が求められよう。そして環境被害を発生させないエンタイトルメント状況を構築する必要がある。汚染物質や汚染環境にさらされる立場の人間を生み出さない取り組みが求められる。また一方で被害が発生した後は、「被害者救済のため金銭補償だけではないセーフティネットを速やかに準備することが必要である。

またこうした被害発生時には「個人の多様性への配慮」にて議論したように個人によって異なる被害に対応して「機能」剥奪を最小限に抑えるためには、環境被害の責任論を議論するよりさきに「早期のリハビリ」「長期サポート」

44) ここでの記述は、脳髄へのダメージは人間の主体的な行動に対して直接的に働くのではないかという推論に基づいているが、この主張には医学的見地からの十分な議論が必要であろう。

を早急に開始する保障制度が重要となる。

そして、「帰結と過程の区別と関連の重視」からわかるように、企業城下町など地域社会の実情からもたらされる「自由度低下」がおきない制度の必要性が指摘できる。これは財源を地元求めない住民へのセーフティネットや積極的な企業の環境保護活動などが想定される。同時に、「agency 概念」で示されたように、人間の行為主体性に価値を置き、住民の環境再生への主体的参加を進めていくことが求められよう。究極的にはケイパビリティの拡大としての経済発展を進めるといった、経済発展の「手段と目的との峻別」を念頭に置いた政策の実現が必要なのであると結論づけられる。

こうした政策上の含意は、水俣での事例にも適用しうるものである。水俣地域は水銀ヘドロのような長年の蓄積汚染を完全には浄化撤去しきってはならず、住民のエンタイトルメントが十分でない可能性がある。二度と同様の環境被害を出さないためには、水俣の環境変化を監視するだけでなく、地域住民の環境被害の回避可能性に関するエンタイトルメント状況に留意する必要がある。

水俣病の患者は未だ症状に苦しんでおり、さらに水俣病と認定されない被害者も多く、そのうえ患者は高齢化にともない、その症状を複雑化させている状況にある。こうした「機能」剥奪の増加・多様化は水俣病に特有な問題であり、水俣病の専門医療機関の拡充や、精神面でのサポートを含めた通院・在宅を通じての医療ケアが求められる。また患者の自由度を支えるための公共政策が求められる。坂道の大変多い水俣地域では交通対策を進めることが、足の不自由な患者に対する自由な生活の基礎になるといえる。また、水俣地域における住民の十分な自由度を確保するためには、チソ依存からの自立を目指す経済支援が必要である。

現在、地域再生・環境再生は水俣市が主導で進めているが、agency を踏まえると、被害者・患者が主体的に関わることができるシステム作

りを進める必要がある。そして、水俣の真の環境再生、地域発展を考えるならば、水俣地域に暮らす人々の価値ある生活を「目的」とした政策こそが必要であるといえる。水俣の地域再生に尽力してきた吉井前市長は著書の中で「(胎児性水俣病患者には)公害が理不尽に押しはめられた極く狭い枠の中で、自らで精一杯生まれてきてよかったという、生きがいづくりができるように、周囲が環境づくりをしなければなりません。」⁴⁵⁾と述べている。これこそが価値ある生活を目的とした再生・発展の姿であり、水俣のみならず、あらゆる環境被害地域の再生に適用されるべきであろう。

本論ではセンのツールによって新たな被害の側面が確認された。しかし、このツールはネガティブ側面だけでなく、人間の「伸びる素質」をも表現することが可能である。環境被害の被害地域と被害者の「機能」には絶対的な剥奪が見られるが、人間にはその喪失を補い、さらには新たな機能を獲得して被害から回復する可能性を持っている。水俣病患者の一人は「本当につらかった水俣病でしたけれども、水俣病のおかげで私は、人としての生活を取り戻せたように思います」と、水俣病から得たものがあることを述べている。また、ある患者は「水俣病特有の症状で視野が狭くなりました。横が見えませんが、でもこれだけ多くの皆さんが(当時の話を)聞いてくださいますし、精神的には私は本当に視野が広くなりました。」⁴⁶⁾と、健康被害と引き替えに精神的な豊かさを手に入れたことを述べている。汚染排出は決して許されるものではない。しかし、被害者が被害の中で打ちひしがれるだけの存在ではなく、被害の中から立ち上がり価値ある生活を手にしていく、このことをサポートすることがわれわれにとって必要である。地域社会の環境再生の取り組みが被害者の新たな機能を伸ばす役割を担うのである。

45) 吉井 (2004), p. 162.

46) 栗原 (2000), p. 146, 181.

センの方法論は、水俣病事件の被害状況の的確な把握をもたらすと同時に、環境再生を進め、環境被害を未然に防ぎ「たしかな発展」へ社会を方向付けるアプローチを提供するものである。今後は環境被害によって剥奪された「機能」と拡大しうる「機能」の特定化、測定に研

究の方向を向け、制度設計の基礎を構築していく必要がある。

謝辞

本稿の執筆にあたっては、北海道大学大学院経済学研究科吉田文和教授にご指導を賜った。この場を借りて、深く感謝申し上げたい。

参考文献

- 深井純一 (1999) 『水俣病の政治経済学—産業史的背景と行政責任—』勁草書房。
- 原田正純 (1972) 『水俣病』岩波新書。
- 原田正純 (1985) 『水俣病は終わっていない』岩波新書。
- 橋本道夫編 (2000) 『水俣病の悲劇を繰り返さないために』中央法規。
- 廣松渉編 (1998) 『岩波 哲学・思想事典』岩波書店。
- 栗原 彬 (2000) 『証言 水俣病』岩波新書。
- 川本隆史 (1995) 『現代倫理学の冒険』創文社。
- 川本隆史 (1997) 『現代思想の冒険者たち 23 ロールズ』講談社。
- 丸山徳次 (2000) 「われわれの応用倫理学の源泉としての〈水俣病事件〉」川本隆史・高橋久一郎編『応用倫理学の転換』ナカニシヤ出版。
- 宮本憲一 (1989) 『環境経済学』岩波書店。
- 西村肇・岡本達明 (2001) 『水俣病の科学』日本評論社。
- Rawls, John. (1971) *A Theory of Justice*, (Cambridge, Mass.: Harvard University Press and Oxford: Clarendon Press) [矢島鈞次訳『正義論』紀伊国屋書店, 1979年]。
- Sen, A. K. (1970) *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden Day [志田基与師訳『集合的選択と社会的厚生』勁草書房, 2000年]。
- Sen, A. K. (1981) *Poverty and Famines*, Oxford Clarendon Press [黒崎卓・山崎幸治訳『貧困と飢饉』岩波書店, 2000年]。
- Sen, A. K. (1982) *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell Oxford [大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者』勁草書房, 1989年]。
- Sen, A. K. (1985 a) *Commodities and Capabilities*,

Elsevier Science Publishers B. V. [鈴木興太郎訳『福祉の経済学』岩波書店, 1988年]。

- Sen, A. K. (1985 b) "Well-being, Agency and Freedom: The Dewey Lectures", *Journal of Philosophy*, 82.
- Sen, A. K. (1987) *On Ethics and Economics*, Oxford and New York: Basil Blackwell [徳永澄憲・松本保美・青山治城訳『経済学の再生』麗澤大学出版会, 2002年]。
- Sen, A. K. (1990) "Individual Freedom as a Social Commitment", *The New York Review of Books*, June 16 [川本隆史訳「社会的コミットメントとしての個人の自由」『みずす』1991年1月号]。
- Sen, A. K. (1992) *Inequality Reexamined*, Harvard University Press [池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店, 1999年]。
- Sen, A. K. (1995) "Rationality and Social Choice", *American Economic Review*, 85.
- Sen, A. K. (1997) *On Economic Inequality*, Enlarged edition with a substantial annexe 'On Economic Inequality after a Quarter Century' (jointly with Foster J.), Oxford: Clarendon [鈴木興太郎・須賀晃一訳『不平等の経済学』東洋経済新報社, 2000年]。
- Sen, A. K. (1999) *Development as Freedom*, Alfred A Knopf [石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社, 2000年]。
- 鈴木興太郎 (1998) 「機能・福祉・潜在能力」『経済研究』Vol. 49, No. 3, Jul.
- 鈴木興太郎・後藤玲子 (2001) 『アマルティア・セン』実教出版。
- 吉井正澄ほか (2004) 『気がついたらトップランナー』燎葉出版社。